平成２６年（フ）第１１３９９号
東京都板橋区徳丸６丁目36―４―402
債務者　渡部　恵美
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１４００号
東京都東久留米市下里４丁目１―５―404
債務者　山口　和博（旧姓畠山）
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１４０３号
東京都足立区辰沼２丁目７―12
債務者　梅原　武彦
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１４０４号
東京都豊島区東池袋５丁目２―１―403
債務者　神田　好治
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１４０５号
東京都墨田区太平１丁目14―１―705　沓掛
債務者　今井　光子
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１４１２号
東京都江東区潮見１丁目29―23　さざなみ苑
債務者　佐藤　政利
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１４２４号
千葉県柏市東２丁目３―60
債務者　龍前　　杏
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１４３６号
神奈川県横浜市港北区師岡町516―24
債務者　清水　寿子
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１４３８号
東京都府中市是政６丁目22―41―201
債務者　木村　榮治
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１４３９号
神奈川県横浜市都筑区牛久保東２丁目９―20　デライトコートⅢ401
債務者　山本　　靖
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１４４６号
東京都豊島区南長崎３丁目８―14　アロマテーク５号
債務者　山根　香織
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６６４号
神奈川県鎌倉市台１丁目３番28号　第２柏尾ハイム103号室
債務者　安藤　　浩
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６８５号
横浜市旭区市沢町627番地　シティハイツ内田102号室
債務者　和田百合子
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８４２号
横浜市泉区上飯田町1811番地１　上飯田ドミール21Ｂ205号
債務者　渋谷　津佳
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８５０号
横浜市金沢区六浦１丁目５番12号　ライオンズマンション金沢八景第８―109
債務者　山梨　勝士
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６７号
沖縄県中頭郡北谷町字上勢頭640番地　稲嶺アパート105
債務者　前川マサ子
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

第三種郵便物認可　平成二十五年十二月三十一日